

被災者生活再建支援制度

－事務の手引き－

はしがき

阪神・淡路大震災を契機として、自然災害による被災世帯の生活再建を支援する目的で、平成10年5月に成立した「被災者生活再建支援法」による支援制度は、事業開始以来11年が経過し、この間に約1万8千の被災世帯に対し約23.5億円（うち2分の1は国庫補助金）の支援金が支給され（平成22年9月現在）、被災者の生活再建と被災地の復興に大きな貢献を果たしてきました。

制度発足当初は、被災者の生活再建のために必要な生活用品の購入等に要する経費を対象として限度額100万円が支援金として支給されておりましたが、平成16年3月の法改正により、これに加え被災した住宅の解体・撤去・整地に要する費用や賃貸住宅の家賃等について200万円を限度に支援金を支給する「居住安定支援制度」が創設されるなど被災者への支援制度の充実が図られてきました。

しかしながら、支援金支給要件の厳しさから、特に居住関係経費の支給率が3割に満たず、被災者からは住宅本体に係る再建のための支援が望まれていました。

このような状況を踏まえ平成19年11月の法改正では、住宅のり災状況に応じ「基礎支援金」として最高100万円、加えて住宅の再建方法等に応じ「加算支援金」として最高200万円の合わせて300万円（複数世帯の場合）が定額渡し切り方式で支給されることとなりました。同時にこれまでの収入要件及び年齢要件、使途制限の撤廃等により、結果として住宅本体への支援金充当も可能となり、さらに支援金の申請手続きも大幅に簡素化され、被災者の負担が軽減されました。

また、平成19年能登半島地震による自然災害、平成19年新潟県中越沖地震による自然災害、平成19年台風第11号及び前線による自然災害又は平成19年台風第12号による自然災害については、特例として新制度が適用されることとなりました。

私たちは、いつでも起こりうる災害から永遠に逃れることはできませんので、普段から被害軽減のため災害に対する備えが必要です。

そして、ひとたび大きな災害が発生した場合は、都道府県、市区町村の災害担当部局の皆様には、災害復旧活動等で忙殺される中ではありますが、発災後被災者に本支援制度を周知し、迅速な対応が図られるよう今後ともご協力を賜りたくお願い申し上げます。

本法人も被災者の生活再建への取組みを支援するため、国のご協力もいただきながら、本支援制度の円滑な運用に万全を期する所存ですので、よろしくお願いたします。

平成22年9月

被災者生活再建支援法人

財団法人 都道府県会館

常任理事 中川浩明

目次

第1章 被災者生活再建支援制度の概要	1
1 被災者生活再建支援法の制定及び改正の経緯	1
(1) 被災者生活再建支援法の制定	1
(2) 平成16年の法改正	1
(3) 平成19年の法改正（現行制度）	1
2 被災者生活再建支援法の概要	3
(1) 被災者生活再建支援法の目的	3
(2) 対象となる自然災害	3
(3) 支援金の支給対象	3
(4) 支援金の支給額	4
(5) 支援金の申請期間	4
(6) 被災者生活再建支援法人	4
(7) 国の補助	4
第2章 被災者生活再建支援事業	5
1 市区町村、都道府県、被災者生活再建支援法人の連携	5
(1) 支援金支給申請書等のとまりとめ	5
(2) 被災者への申請に当たっての対応	5
(3) 支援金の支給申請書等の確認等	5
(4) 制度の周知等	5
2 被害認定等	6
(1) 対象となる自然災害	6
(2) 住宅の被害認定	6
(3) 大規模半壊について	6
(4) 被害報告	10
(5) 災証明書等必要書類の発行	10
3 適用の手続き	10
(1) 被害状況のとまりとめと報告	10
(2) 支援法の対象となる自然災害の公示と内閣府政策統括官（防災担当）等への報告	11
第3章 支援金の申請・支給	13
1 支援金の申請	13
(1) 対象世帯	13
(2) 支給額	13
(3) 支給申請手続き	14
2 支援金の支給	19
(1) 支給方法	19

(2) 支援金の非課税	19
(3) 支援金の支給の決定	19
(4) 支援金の返還等	19
3 長期避難世帯への支援金の支給	20
第4章 被災者生活再建支援法人	22
1 被災者生活再建支援制度と支援法人	22
(1) 支援法人の指定	22
(2) 運営委員会	22
(3) 都道府県に対する支援金相当額の交付	22
(4) 支援金支給の仕組み	23
2 都道府県からの支給事務の受託	23
3 支援法人の業務	23
(1) 支給の申請に係る書類の審査、支給の決定及び却下	23
(2) 支援金の支給	23
(3) 支給の決定の取消	24
(4) 申請期間の延長	24
4 市区町村への支給事務の一部委託	24
5 支援金支給事務に関する行政不服審査	25
6 国の補助	25

【 被災者生活再建支援法Q&A 】

○ 法の適用関係	26
Q 1 支援法の改正について	
Q 2 適用となる自然災害について	
Q 3 世帯について	
Q 4 世帯主以外の申請について	
Q 5 住宅の定義について	
Q 6 店舗兼住宅について	
Q 7 集合住宅の判定基準について	

○ 被害認定関係	29
Q 8 被害認定基準について	
Q 9 浸水等による住宅被害の認定について	
Q 10 延床面積の判定基準について	
Q 11 損害基準判定について	
Q 12 大規模半壊認定基準について	
Q 13 被害認定の実施者について	
Q 14 半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する「やむを得ない」事由について	

Q 15 半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する時期について	
Q 16 大規模半壊の被害認定の証明について	
○ 支援金支給関係	32
Q 17 支援金の使途制限について	
Q 18 被災後の居住形態の変更について	
Q 19 被災後に世帯を分ける場合について	
Q 20 世帯外の者との共有名義について	
Q 21 複数の被災世帯の同居について	
Q 22 全壊世帯が補修する場合について	
Q 23 建設と補修の定義について	
Q 24 建設、補修の例について	
Q 25 建設、補修の例について	
Q 26 災害救助法の応急修理について	
Q 27 借家の補修について	
Q 28 大規模半壊世帯の住宅再建について	
Q 29 やむを得ず家屋を解体する場合の支援について	
Q 30 従前住宅の解体撤去費について	
Q 31 親戚等の住居を賃借した場合について	
Q 32 賃貸住宅の範囲について	
Q 33 再建先を老人ホームにした者の支援について	
Q 34 従前の賃貸住宅に引き続き居住する者への支援について	
Q 35 申請先について	
Q 36 支援金支給に係る添付書類（り災証明書）について	
Q 37 支援金支給に係る添付書類（契約書等）について	
Q 38 住宅再建前の申請について	

○ 長期避難世帯関係	36
Q 39 長期避難世帯の認定について	
Q 40 支援内容について	
○ 申請手続き関係	36
Q 41 申請期間の延長事由について	
Q 42 実績の確認について	

【 関係法令等 】

- 1 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号（平成19年改正））……………38
 ・ 附帯決議
- 衆議院災害対策特別委員会（平成19年11月9日）……………45
- 参議院災害対策特別委員会（平成19年11月8日）……………46
- 2 被災者生活再建支援法施行令
 （平成10年政令第361号（平成22年9月3日改正））……………47
- 3 被災者生活再建支援法施行規則
 （平成10年総理府令第68号（平成19年12月12日改正））……………52
- 4 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について
 （平成19年12月14日 府政防第880号）……………56
- 5 被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について
 （平成22年 9月 3日 府政防第608号）……………63
- 6 浸水等による住宅被害の認定について
 （平成16年10月28日 府政防第842号）……………75
- 7 支援金支給事務の行政不服審査法の適用について……………78
- 8 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）（抄）……………80

【 支援法人関係規定等 】

- 1 財団法人道府県会館寄附行為……………82
- 2 被災者生活再建支援事業業務規程……………89
- 3 被災者生活再建支援事業業務細則……………94
- 4 被災者生活再建支援基金の指定について
 （平成11年2月8日 11国防復第6号）……………110
- 5 告示（平成11年4月6日 総理府告示第19号）……………111
- 6 関係機関連絡先……………112

凡 例

次の法律等の引用や用語の記載については、右欄のとおり省略して記載している場合があります。

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）	「法」、「支援法」
被災者生活再建支援法施行令 （平成10年政令第361号）	「令」、「政令」
被災者生活再建支援法施行規則 （平成10年総理府令第68号）	「規 則」
被災者生活再建支援事業業務規程	「業務規程」
被災者生活再建支援事業業務細則	「業務細則」
被災者生活再建支援法人	「支援法人」
被災者生活再建支援金	「支 援 金」
被災者生活再建支援制度	「支援制度」、「制度」

- ※ 法 改 正：平成19年11月16日 公布・同年12月14日 施行
 政 令 改 正：平成22年 9月 3日 公布・施行
 規 則 改 正：平成19年12月12日 公布・同年12月14日 施行

※ 「市区町村」について

令第1条第1号において、「市町村」は、「特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区」とされています。また、所管の内閣府においても、被災者生活再建支援制度全般において、「市町村」は政令にいう「区」も含むと解されていることから、本書では、すべて「市区町村」と表記しました。